

令和5年 秋の火災予防運動

【期 間】 11月5日（日）から11日11日（土）

【防火標語】 「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

《期間中の主な行事》

1 防災行政無線吹鳴【藤里町役場】

〔日時〕 11月5日（日）午前7時

2 藤里町消防団秋季訓練【藤里町消防団、二ツ井消防署藤里分署】

〔日時〕 11月5日（日）午前9時～午前11時

〔場所〕 藤里町大沢地区 藤里浄化センター周辺（第2分団管轄）

3 消防団による警戒巡回【藤里町消防団】

〔日時〕 11月5日（日）から11月11日（土）

消防団車両が警鐘（カーンカーン）を吹鳴しながら、町内を巡回します。



【お問い合わせ先】 二ツ井消防署藤里分署 ☎ 79-1119

令和6年度分 軽油引取税免税証（農業用） 交付申請の集合（仮）受付について

農業用免税軽油制度は、法律上、令和6年3月31日で終了することになっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、令和6年度使用分の免税証交付申請の集合（仮）受付を、以下の日程で実施します。

集合受付日程（藤里町）

【日 時】 令和5年12月7日（木） 午前10時～午前11時30分
午後 1時～午後 2時30分

【会 場】 山本地域振興局 3階 大会議室



※短時間で手続きを終えられるように、書類は記入の上でお越しください。

また総合県税事務所山本支所での（仮）受付は、令和6年2月1日から行う予定ですが、一度の来所で済む郵送申請もご利用ください。郵送申請の際は、切手を貼った返信用封筒も同封してください。

郵送申請の受付期間は、令和5年12月1日から令和5年12月31日までとなります。

その他詳細については、県ウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/66308>)

【注意事項】

①申請する上での必要書類については、前回免税証交付時にお渡しした「農業用免税証交付申請の手続きについて」又は県ウェブサイトをご覧ください。(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/7689>)

各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。

②申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に日中連絡のつく連絡先を必ず記入してください。

③午前の受付より、午後の受付の方が混雑が少なく、比較的短時間で手続きをすることができます。

④集合（仮）受付時に報告書の提出が間に合わない場合は、前回交付した免税証の有効期限から、1ヶ月以内に提出をお願いします。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税部課税第二課 ☎ 018-860-3341
FAX 018-860-3333